

申込のしおり（令和8年5月 ～ 随時 ）

宮古市墓園利用者の募集

墓園の概要

名称	宮古市墓園		
所在地	岩手県宮古市松山第7地割1番地3		
墓所面積	墓所1区画あたり 間口 1.45m×奥行 2.2m=3.19 m ² (約 1 坪)		
施設の内容	総区画数 986区画 駐車場 65台 水汲み場 5カ所 管理棟(木造平屋建 59.10 m ² 、男女便所、多目的便所、休憩所) 慰霊塔		
利用料金	墓地使用料	260,000円	
	管理手数料	年額	3,140 円

募集区画

墓碑設置条件付き

申込期間 令和8年5月1日(金)から 随時

土・日・祝日を除く。受付時間は、午前9時00分から午後4時00分まで。

※全ての区画が決定するまで随時募集

申込方法

専用の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて宮古市役所くらし安全課に提出してください。

申込資格

4頁に記載している「申込資格」を必ずお読みください。

問い合わせ・申込先

宮古市役所 市民生活部 くらし安全課 ☎0193-62-2111

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号（市役所本庁舎1階）

FAX 0193-63-9110

E-mail kurashi@city.miyako.iwate.jp

ホームページアドレス <http://www.city.miyako.iwate.jp>

もくじ

申込から利用開始まで	3
申込方法	3
申し込みに伴う注意事項	3
申込資格	4
宮古市墓園の位置	
宮古市墓園位置図	4
墓園利用申請された方へ	
利用許可証の交付	5
使用料及び管理手数料の納入	5
宮古市墓園使用上の注意事項(利用者の責務等)	
利用の条件	5
注意事項	6
墓所の管理	6
祭祀の主宰	6
墓所利用申込書記入例	7
(添付)	
別紙1 墓所利用申込書	

申込から利用開始まで

① 申込書の配布	令和8年 5月1日(金) ～ 随時	申込書は、市くらし安全課、各総合事務所、各出張所で配布します。また、市ホームページからのダウンロード、郵便による請求（切手を貼った返信用封筒を同封し市くらし安全課まで請求）も可能です。
----------	----------------------------	--



② 申込書の提出	令和8年 5月1日(月) ～ 随時	申込資格を確認のうえ、専用の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて市くらし安全課に提出してください。 ※ 受付時間は、午前9時00分から午後4時00分まで ※ 土・日・祝日を除く
③ 墓所利用許可申請書の提出		申込書・宮古市墓所利用許可申請書の同時提出が可能です。



④ 利用許可書交付	許可申請書を提出していただき審査した後で、宮古市墓所利用許可証を交付します（郵送）。
⑤ 納入通知書の発行	利用許可証と一緒に納入通知書を発送します。 ※ 使用料及び管理手数料を納付期限までに納入してください。 ※ 納付が確認できなければ、許可が取り消される場合がありますのでご注意ください。



⑥ 利用開始 (許可日)	許可申請日の翌月の1日または翌々月の1日	※ 管理手数料が発生します。 ※ 墓碑設置が可能となります。（墓碑設置許可申請が必要）
-----------------	----------------------	--

申込方法

- 1 4頁の申込者の資格を必ず確認してください。
- 2 「宮古市墓園墓所利用申込書」に必要事項を記入してください（鉛筆・消せるボールペンは不可）。
- 3 申込書に必要書類を添えて市役所くらし安全課に提出してください。
- 4 申込書の受付は、土・日・祝日を除く、午前9時00分から午後4時00分までです。

申し込みに伴う注意事項

申し込みは、資格のある方1人につき墓所1区画限りです。現在、宮古市墓園墓所を利用している方は申し込みできません。

申込資格

【申込者の資格】下記の全てに該当すること

要件	申込資格（条件）	証明書類（原本に限る）
(1) 居住要件等	申込者本人が、市内に住所又は本籍を有していること。	★住民票（市外の方） ※本籍記載の最新の住民票
(2) 市税等の納付状況	申込者本人が市税等を完納していること。 （納付期限を経過していないものを除く。）	★納税証明書（市外の方） ※必要年度については、問い合わせください。 ※市税の賦課がない方は、非課税証明書または扶養証明書。 ※市内の方は、担当課で市税納付状況を確認しますので同意をお願いします。
(3) お墓がない方など （遺骨の状態）	①「まだ一度も埋蔵（葬）・収蔵したことがない遺骨」および「埋火葬許可証」をお持ちの方【例】 ・自宅に置いてある（改葬遺骨を除く）方 ・寺院等に仮安置している方 ※申込遺骨の祭祀の主宰者であること ② ①以外で遺骨を有し、やむを得ない事情がある方	※①の方は申込書に申込遺骨を記入してください。 ※②の方は墓所を移す際に改葬手续が必要となりますので、申し込み前に現在の墓地の管理者（寺院等）に今回の墓園利用者募集に応募することをお話ししてください。
(4) 墓碑設置条件	許可日から3年以内に墓碑を設置すること。	—
(5) 祭祀の主宰 さいし しゅさい	申込遺骨の祭祀の主宰者である方	—
（注意） ・許可日から3年以内に墓碑を設置し、申込遺骨を埋蔵しない場合は、使用許可が取り消されます。		

宮古市墓園の位置

■宮古市墓園位置図



墓所利用許可申請された方へ

■利用許可証の交付

利用許可申請書を提出していただいた後で、「宮古市墓所利用許可証」を交付します。利用者の住所へ郵送します。

許可日から3年以内に許可を受けた墓所に墓碑を設置せず、また申込遺骨を納骨しない場合は利用許可が取り消されますのでご注意ください。

■使用料及び管理手数料の納入

利用許可申請を行った方には、使用料（26万円）及び許可年度分の管理手数料を納入していただきます。管理手数料は、使用許可日の月の分からの月割りで計算した額となります。

納入通知書は、利用許可証と一緒に発送します。

納入期限までに、納入通知書に記載された金額を金融機関やコンビニエンスストア、市役所2階税務課でお支払ください。

※ 納入期限までに納入されない場合、許可が取り消される場合があります。

※ 利用許可を受けた日から20年以内に墓所を返還する場合は、使用料及び管理手数料の一部をお返しします（墓碑等を設置しない場合に限る）。

* 今回の申込資格要件に墓碑の設置期限がありますので墓所の返還は想定していませんが、期限内にやむを得ない理由により返還する場合は使用料の80%（208,000円）をお返しします。

宮古市墓園使用上の注意事項（利用者の責務等）

■利用の条件

1 墓碑等の設置基準

- ① 墓碑の設置は、1区画につき1基とすること。
- ② 墓碑等の高さは、隣接する区画との境界ブロック（以下「境界ブロック」という。）の上面から1.8メートル以内とすること。
- ③ 盛土の高さは、境界ブロックの上面から50センチメートル以内とすること。
- ④ 囲障の高さは、境界ブロックの上面から1メートル以内とすること。
- ⑤ 上屋等は、設けないこと。
- ⑥ 樹木は、植えないこと。

2 墓園内で禁止される行為

- ① 施設又は設備を汚損し、又は亡失すること。
- ② 許可のないはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ③ 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は止め置くこと。
- ④ 行商その他これに類する行為をすること。
- ⑤ そのほか、墓園の管理に支障があると認める行為をすること。

3 その他、次の事項を遵守してください。

- ① 供物、ゴミは持ち帰ってください。
- ② 線香、ローソク等を使用した際は、必ず火を消してからお帰りください。
- ③ 墓園の通路で、迎え火、送り火、松あかし等を行わないでください。
(松あかし等をする際は、自分の墓所内で行ってください。)
- ④ 各墓所内の維持管理は、各利用者の責任において行ってください。

4 上記のほか、宮古市墓地条例、同施行規則を遵守すること。

■注意事項

- 1 利用墓所を他の者に転貸や、譲渡することはできません。
- 2 利用者の死亡等により、墓所利用権を承継する場合は、遅滞なく市長に届け出てください。なお、承継者は、相続人又は親族若しくは縁故者で、祖先の祭祀の主宰者でなければなりません。
- 3 墓所を利用しなくなったときは、ただちに市長に届け出るとともに、墓所を原状に回復しなければなりません(費用は利用者の負担となります)。
- 4 市長は、次に該当するときは、利用許可の取消し等の処分を行うことができます。
 - (1) 条例等の規定・命令に違反しているとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により許可・承認を受けたとき。
 - (3) 許可に付した条件に違反しているとき。
 - (4) 墓所を墳墓以外の用途に利用したとき。
 - (5) 使用料を納めなかったとき、又は管理手数料を3年度分滞納したとき。
 - (6) 利用者が死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき。
 - (7) 利用者の住所が不明となって10年を経過したとき。

■墓所の管理

管理手数料は、墓園の園路、管理棟、駐車場、緑地を含めた共用部分の維持管理費の一部として、1年分を年1回納めていただきます。

墓園の共用部分は市が維持管理しますが、墓所(区画内)の維持管理は、利用者が行ってください。特に清掃や除草に心掛けてください。

なお、墓所内の維持管理のため、玉砂利等を敷く場合は届け出の必要はありません。

■さいし しゅさい祭祀の主宰

「祭祀の主宰者」とは、「その死亡者(申込遺骨)の親族の合意のもとに、葬儀の喪主あるいは法事の施主をつとめたなど、現在その遺骨を守っており、将来にわたって遺骨及び墓所を守り、管理していく立場にある者」をいいます。

宮古市墓園墓所利用申込書

宮古市長 あて

令和 8 年 5 月 1 日

申込者	ふりがな	みやこ たろう	
	氏 名	宮古 太郎	
	住 所	(〒 027 - 8501) 宮古市宮町一丁目1番30号	
連絡先(電話番号)		自宅	0193 - 62 - 2111 携帯電話 090 - xxxx - xxxx

宮古市墓園墓所の利用を申し込みます。

※ 該当する事項にチェック☑をして、添付書類を添えて提出してください。

区 分	添付書類
☒ 市内に住んでいる	☒ 納税状況確認の同意 この墓所利用申込にあたり、納税担当課で保有する市税の納付状況に係る情報について、この墓所利用申し込みの担当課の職員が確認することに同意します。 氏 名 <u>宮古 太郎</u>
☐ 市外に住んでいるが 本籍が宮古市にある	<u>(現在住んでいる市区町村の窓口で交付を受けてください)</u> ☐ 住民票 (本籍記載の住民票) ☐ 納税証明書 ※必要年度については、問い合わせください ※市税の賦課がない方は、非課税証明書又は扶養証明書

申込遺骨記入欄

※必ず記入してください

ふりがな	みやこ いちろう	申込者との続柄	保管場所
死亡者の氏名	宮古 一郎	父	※該当場所を○で囲んでください 自宅 寺院 ・ その他

※管理事項 (記入不要)

□市内	□市外			遺骨	資格有 →	墓碑設置 納骨期限 説明
納税確認 同意記載	住民票 添付	本籍 記載	税証明 添付	申請書 記載		

- x E -

